

平成 22 年度兵庫県水防計画修正（案）概要

1 改定の理由

- (1) 県の組織改編に伴う名称の変更
- (2) 大雨、洪水及び高潮の注意報及び警報の基準値並びに発表の地域細分の変更。
- (3) 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準の変更
- (4) 水防警報河川・水位周知河川の追加
- (5) 水防警報海岸の発令区域の分割

2 改定の概要

- (1) 県の組織名称変更
 - ・ 道路計画課から道路企画課に変更 等
- (2) 神戸海洋气象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準の見直し
 - ・ 大雨注意報・警報基準（浸水・地面）、洪水注意報・警報基準及び高潮注意報・警報基準の変更
- (3) 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準の見直し
 - ・ 津波注意報及び津波警報の発表基準の追加及び解説の文言修正
 - ・ 津波予報の規定の追加
- (4) 水防警報河川・水位周知河川の追加
 - ・ 万勝寺川を水防警報河川・水位周知河川に指定
- (5) 水防警報海岸の発令区域の分割
 - ・ 水防警報海岸のうち旧淡路島沿岸（西浦）を下記のとおり分けて発令する。

名称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町
淡路島沿岸 (西浦北部)	旧北淡町～ 旧五色町	江井	DL+1.95	DL+2.55	淡路市・洲本市
淡路島沿岸 (西浦南部)	旧西淡町	湊	DL+2.10	DL+2.70	南あわじ市

主な改正内容は、別紙新旧対照表のとおり

平成 22 年度 兵庫県水防計画修正（案）新旧対象表

別紙

章・節	旧	新																																		
第 2 章 第 1 節	第 2 章 水防組織 第 1 節 水防本部 1. 水防本部の機構 土木局 用地課班 道路計画課班 地域道路室班 道路保全課班 街路課班 河川関係課班 河川整備課、 <u>河川計画室</u> 、 <u>武庫川企画調整課</u> の職員をもって構成する。	第 2 章 水防組織 第 1 節 水防本部 1. 水防本部の機構 土木局 用地課班 <u>道路企画課班</u> （削除） 道路保全課班 <u>道路街路課班</u> 河川関係課班 河川整備課、 <u>武庫川企画調整課</u> の職員をもって構成する。																																		
第 4 章 第 1 節	第 4 章 気象状況の通知 第 1 節 気象注意報、気象警報 1. 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準（参考資料参照） 2. 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準 <table border="1" data-bbox="261 1186 1380 1585"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類</th> <th>解 説 文</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>「1m」 「2m」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>津波注意</td> <td>高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>「0.5m」</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類	解 説 文	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」	津波	高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」 「2m」	津波注意報	津波注意	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」	第 4 章 気象状況の通知 第 1 節 気象注意報、気象警報 1. 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準（参考資料参照） （参考資料の <u>大雨注意報・警報基準（浸水・地面）</u> 及び <u>洪水注意報・警報基準</u> が変更） 2. 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準 <table border="1" data-bbox="1513 1186 2745 1701"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>解 説</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>発表官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 3m 以上である場合</td> <td>高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」</td> <td rowspan="3">気象庁本庁又は大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 1m 以上 3m 未満である場合</td> <td>高いところで 2m 程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>「1m」 「2m」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>「0.5m」</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	発表官署	津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで 3m 以上である場合	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」	気象庁本庁又は大阪管区気象台	津波	予想される津波の高さが高いところで 1m 以上 3m 未満である場合	高いところで 2m 程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」 「2m」	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」
種類	種類	解 説 文	発表される津波の高さ																																	
津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」																																	
	津波	高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」 「2m」																																	
津波注意報	津波注意	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」																																	
種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	発表官署																																
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで 3m 以上である場合	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m 以上」	気象庁本庁又は大阪管区気象台																															
	津波	予想される津波の高さが高いところで 1m 以上 3m 未満である場合	高いところで 2m 程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」 「2m」																																
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」																																	
	（注）1 震度 3 以上の揺れが観測され、「震度速報」を発表した場合で、内陸の地震など明らかに津波の発生の恐れがないと判明している場合には、「震源に関する情報」等で津波予報（「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」）の旨を発表する。 2 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。	（注）1 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。																																		

4 津波予報区域一覧表

津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県（日本海沿岸に限る）
兵庫県瀬戸内海沿岸	兵庫県（日本海沿岸、洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く）
淡路島南部	兵庫県（洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市に限る）

3 津波予報

発表基準	内容	発表官署
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	気象庁本庁又は大阪管区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

4 津波予報区域一覧

津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

第5章
第3節

第5章 水防指令及び水防警報
第3節 知事の発する水防警報
1 水防警報の対象河川
(1) 一級河川（30河川）

第5章
第4節

第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表
2 知事が行う水位情報の通知及び周知
ア 一級河川（29河川）

参考資料

参考資料
大雨注意報・警報基準（浸水・地面）
洪水注意報・警報基準
高潮注意報・警報基準

第5章 水防指令及び水防警報

第3節 知事の発する水防警報
1 水防警報の対象河川
(1) 一級河川（31河川）
（追加）万勝寺川

第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表
2 知事が行う水位情報の通知及び周知
ア 一級河川（30河川）
（追加）万勝寺川

参考資料

大雨注意報・警報基準
洪水注意報・警報基準
高潮注意報・警報基準
以上については、別紙のとおり

水防警報海岸 指定一覧表

発令県 民局名 (H22.4 .1現在)	発表事 務所名 (H22.4 .1現在)	水防警報海岸						
		名称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H21.4.1 現在)	発令方法
淡路	洲本	淡路島沿岸(東浦)	旧淡路町 ~ 洲本市	由良	DL+2.15	DL+2.75	洲本市、 淡路市	淡路島沿岸を3地区に分けて発令
		淡路島沿岸(灘)	旧南淡町 ~ 洲本市	福良	DL+2.30	DL+2.70	洲本市、 南あわじ市	
		淡路島沿岸(西浦)	旧北淡町 ~ 旧西淡町	江井・ 湊	DL+1.95	DL+2.55	淡路市・ 洲本市・ 南あわじ市	

水防警報海岸 指定一覧表

発令県 民局名 (H22.4 .1現在)	発表事 務所名 (H22.4 .1現在)	水防警報海岸						
		名称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H21.4.1 現在)	発令方法
淡路	洲本	淡路島沿岸(東浦)	旧淡路町 ~ 洲本市	由良	DL+2.15	DL+2.75	洲本市、 淡路市	淡路島沿岸を4地区に分けて発令
		淡路島沿岸(灘)	旧南淡町 ~ 洲本市	福良	DL+2.30	DL+2.70	洲本市、 南あわじ市	
		淡路島沿岸(西浦北部)	旧北淡町 ~ 旧五色町	江井	DL+1.95	DL+2.55	淡路市・ 洲本市	
		淡路島沿岸(西浦南部)	旧西淡町	湊	DL+2.10	DL+2.70	南あわじ市	